

## 集会アピール

本日私たちは、本橋書記長にかけられた強制出向という組織破壊攻撃に対し、出向取消しに向けた闘いを全力で展開することを意思統一した。

本橋書記長への出向に関する第1回目の職場面談が、4月25日に行われた。本橋書記長は「正当な理由があれば出向を拒否できるのか？組合役員をしていることは正当な理由として認めるのか認めないのか？私には出向に同意できないいくつかの理由がある。私はJR東海労本部書記長である。私を出向に出すということは、JR東海労の弱体化を狙ったものであり、不当労働行為という犯罪行為だ。出向に行く人、行かない人がいる。差別ではないか。明確な基準を明らかにせよ。出向先での組合活動、経協、経懇などへの勤務手配はするのか？できなければ労働協約違反である」と、管理者に回答を求めた。管理者は「正当な理由があれば出向は断ることができる」との回答をしたものの、他の質問に対しては「事業本部に上げる」として、回答を控えた。

新幹線地本及び本部は、それぞれ会社の窓口抗議を行った。また本部は4月27日、「令和3年度期末決算」の経営懇談会の場で本橋書記長への出向面談に対して抗議を行うと共に、出向取り消しを要求した。しかし、会社は要求を受け入れないとしたため、本部は経営懇談会を退席した。

2回目の面談が5月10日、3回目の面談が5月12日に行われた。しかし、その場でも本橋書記長に対する質問の明確な回答はなかった。労働協約第6条に基づく組合行事の勤務手配について会社は、労働協約を無視し「出向先に早めに申し出るのが良いのではないかと、協約無視の回答を行った。そして会社は、5月18日の4回目の面談で、本橋書記長の質問に何ら回答せず、第38回定期大会を直前に控えた6月1日付けで、新幹線エンジニアニング株式会社（SEK）への出向の事前通知を行ったのである。

本橋書記長はこれらの面談に対して、苦情申告を行った。また、出向の事前通知に対しても簡易苦情申告を行った。苦情処理会議と簡易苦情処理会議の開催にあたり、新幹線地本は「当事者の参加を求める」と要求したが、会社は「必要ない」と拒否し、対立した。

3件の出向面談に対する苦情処理会議を5月16日に開催したが、会社は死文化した就業規則28条の2を拠り所に主張し、不当労働行為であると主張した組合と対立した。本橋書記長は、直ちに異議申立を行った。また、5月25日に開催した簡易苦情処理会議でも同様に対立した。

組合の要である本部書記長を出向に出すということは、大会、委員会、執行委員会、経営協議会など、労働協約第6条で保証された組合活動をやらせないこと、また、日常の組合活動が制限されることを意味する。私たちは断じて本橋書記長への強制出向を許さない。現在、本橋書記長は出向発令の取り消しを求めて、仮処分申請を準備している。仮処分申請の闘いの勝利を目指し、更なる組織強化・拡大を実現するため、本部・地本・分会は一体となって、全力で闘う。

以上、アピールする。

2022年5月27日  
本橋書記長への同意なき出向取消し！総決起集会